

付録
放流水の排出基準

項目		放流基準		
		基準値	単位	
環境項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	15 以下(計画放流水質)	mg/L	
	化学的酸素要求量 (COD)	160 以下	mg/L	
	浮遊物質 (SS)	40 以下	mg/L	
	大腸菌群数	3,000 以下	個/cm ³	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5(鉱油類), 30(動植物油類)以下	mg/L	
処理困難物質	有害物質	フェノール類	5 以下	mg/L
		銅及びその化合物	3 以下	mg/L
		亜鉛及びその化合物	5 以下	mg/L
		鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	mg/L
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 以下	mg/L
		クロム及びその化合物	2 以下	mg/L
	有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	mg/L
		シアン化合物	1 以下	mg/L
		有機リン化合物	1 以下	mg/L
		鉛及びその化合物	0.1 以下	mg/L
		六価クロム化合物	0.5 以下	mg/L
		砒素及びその化合物	0.1 以下	mg/L
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下	mg/L
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/L
		ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	mg/L
		トリクロロエチレン	0.1 以下	mg/L
		テトラクロロエチレン	0.1 以下	mg/L
		ジクロロメタン	0.2 以下	mg/L
		四塩化炭素	0.02 以下	mg/L
		1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	mg/L
		1,1-ジクロロエチレン	0.2 以下	mg/L
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	mg/L
		1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	mg/L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	mg/L
		チウラム	0.06 以下	mg/L
		シマジン (CAT)	0.03 以下	mg/L
		チオベンカルブ	0.2 以下	mg/L
		ベンゼン	0.1 以下	mg/L
		1,4-ジオキサン	0.5 以下	mg/L
		セレン及びその化合物	0.1 以下	mg/L
		ほう素及びその化合物	10 以下	mg/L
		ふっ素及びその化合物	8 以下	mg/L
アンモニア性窒素	合計 100 以下	mg/L		
亜硝酸性窒素				
硝酸性窒素				

生活環境の保全に関する環境基準

①河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級, 水産2級, 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級, 工業用水1級, 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級, 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2 mg/L以上	—

(注)

1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級: ヤマメ, イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級: コイ, フナ等, β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

①海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級, 水浴, 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級, 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—

(注)

1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水産1級: マダイ, ブリ, ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級: ボラ, ノリ等の水産生物用
3. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

北上川下流流域下水道維持管理年報
迫川流域下水道維持管理年報
北上川下流東部流域下水道維持管理年報

平成 2 9 年度版

編 集 宮城県東部下水道事務所
石巻市蛇田字新ノ切 5 番地の 2
TEL 0225 - 23 - 7381
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-wwt/>
編集協力 (株)アイ・ケー・エス

